

一般社団法人	任意団体	備考
<p data-bbox="91 209 846 240">日本デザイン学会各章受賞に関する規程</p> <p data-bbox="91 304 846 336">平成 28 年●月●日制定</p> <p data-bbox="91 496 846 719">第 1 条【目的】日本デザイン学会は、<u>定款第 3 条ならびに第 4 条</u>に基づき、デザインに関する学術的研究の進歩発展を目的として次の各賞を制定し、その優れた研究・業績、その優れた研究・業績をなした個人もしくは団体に対し、各年度ごとに授賞する。</p> <p data-bbox="91 783 846 863">第 2 条【賞の種類・性格】日本デザイン学会が授賞する賞の種類と性格は、次のものとする。</p> <ol data-bbox="91 879 846 1399" style="list-style-type: none"> 1. 日本デザイン学会特賞：学会誌「デザイン学研究」に掲載された研究論文、作品等であって、特にデザイン学に関する優れた学術的研究業績を示した会員を対象として、顕彰する。 2. 日本デザイン学会賞：学会誌「デザイン学研究」に掲載された研究論文、作品等にあつて、デザイン学の発展に寄与する優れた研究を対象として、顕彰する。 3. 日本デザイン学会研究奨励賞：学会誌「デザイン学研究」掲載研究論文、作品等および本学会主催の研究発表会における研究発表等にあつて、その将来における発展が期待される優れた研究を対象として、顕彰する。 	<p data-bbox="846 209 1603 240">日本デザイン学会各章受賞に関する規定</p> <p data-bbox="846 304 1603 336">昭和 62 年 7 月 25 日制定</p> <p data-bbox="846 352 1603 384">平成 2 年 4 月 21 日改正</p> <p data-bbox="846 400 1603 432">平成 8 年 4 月 18 日改正</p> <p data-bbox="846 496 1603 719">第 1 条【目的】日本デザイン学会は、<u>会則第 4 条ならびに第 5 条</u>に基づき、デザインに関する学術的研究の進歩発展を目的として次の各賞を制定し、その優れた研究・業績、その優れた研究・業績をなした個人もしくは団体に対し、各年度ごとに授賞する。</p> <p data-bbox="846 783 1603 863">第 2 条【賞の種類・性格】日本デザイン学会が授賞する賞の種類と性格は、次のものとする。</p> <ol data-bbox="846 879 1603 1399" style="list-style-type: none"> 1. 日本デザイン学会特賞：学会誌「デザイン学研究」に掲載された研究論文、作品等であつて、特にデザイン学に関する優れた学術的研究業績を示した会員を対象として、顕彰する。 2. 日本デザイン学会賞：学会誌「デザイン学研究」に掲載された研究論文、作品等にあつて、デザイン学の発展に寄与する優れた研究を対象として、顕彰する。 3. 日本デザイン学会研究奨励賞：学会誌「デザイン学研究」掲載研究論文、作品等および本学会主催の研究発表会における研究発表等にあつて、その将来における発展が期待される優れた研究を対象として、顕彰する。 	<p data-bbox="1603 304 2136 384">一般社団法人設立後の理事会において制定</p>

一般社団法人	任意団体	備考
<p>4. 日本デザイン学会年間論文賞：学会誌「デザイン学研究」研究論文集に掲載された研究論文にあって、当該の年度ごとに、優れた研究を対象として、顕彰する。</p> <p>5. 日本デザイン学会年間作品賞：学会誌「デザイン学研究」作品集に掲載された作品にあって、当該の年度ごとに、優れた研究を対象として、顕彰する。</p> <p>6. 日本デザイン学会功労賞：本学会正会員，名誉会員，賛助会員等であって、本学会またはデザイン学の発展のため多大な功労をなした個人もしくは団体を対象として、顕彰する。</p> <p>第3条【賞】特賞，学会賞，研究奨励賞，功労賞にあっては、賞状および記念品とする。論文賞，作品賞にあっては、賞状とする。</p> <p>第4条【決定手順】各賞の授賞は次の方法で決定する。</p> <p>1. 各賞授賞候補の推薦者は本学会会員とし、推薦者は推薦理由を付して書面で会長に申し出るものとする。</p> <p>2. 各賞授賞の選考は日本デザイン学会各賞選考委員会（以下、選考委員会という）で行なう。</p> <p>3. 選考委員会は、理事会が指名した本学会会員およそ10名をもって構成し、選考委員は年度当初に会長が委嘱する。選考委員会委員長は会長の指名する者とする。</p> <p>4. 選考委員会は各賞授賞候補の中から適当と認められる授賞候補を選考し、選考経過ならびに選考理由を付し、書</p>	<p>4. 日本デザイン学会年間論文賞：学会誌「デザイン学研究」研究論文集に掲載された研究論文にあって、当該の年度ごとに、優れた研究を対象として、顕彰する。</p> <p>5. 日本デザイン学会年間作品賞：学会誌「デザイン学研究」作品集に掲載された作品にあって、当該の年度ごとに、優れた研究を対象として、顕彰する。</p> <p>6. 日本デザイン学会功労賞：本学会正会員，名誉会員，賛助会員等であって、本学会またはデザイン学の発展のため多大な功労をなした個人もしくは団体を対象として、顕彰する。</p> <p>第3条【賞】特賞，学会賞，研究奨励賞，功労賞にあっては、賞状および記念品とする。論文賞，作品賞にあっては、賞状とする。</p> <p>第4条【決定手順】各賞の授賞は次の方法で決定する。</p> <p>1. 各賞授賞候補の推薦者は本学会会員とし、推薦者は推薦理由を付して書面で会長に申し出るものとする。</p> <p>2. 各賞授賞の選考は日本デザイン学会各賞選考委員会（以下、選考委員会という）で行なう。</p> <p>3. 選考委員会は、理事会が指名した本学会会員およそ10名をもって構成し、選考委員は年度当初に会長が依嘱する。選考委員会委員長は会長の指名する者とする。</p> <p>4. 選考委員会は各賞授賞候補の中から適当と認められる授賞候補を選考し、選考経過ならびに選考理由を付し、書</p>	

一般社団法人	任意団体	備考
<p>面で会長に報告する。</p> <p>5. 会長は選考委員会からの報告を理事会にはかる。理事会は、理事会運営細則に準拠し、各賞授賞の可否を決定する。</p> <p>第5条【授賞式】各賞の授賞式および選考経過報告は、毎年、日本デザイン学会秋季研究発表大会において行なう。</p> <p>第6条【授賞の延期】各賞を授賞すべき対象がない場合は、当該年度の授賞を行なわない。</p> <p>付則</p> <p>第1条 本規程は、理事会の決議により変更することができる。</p> <p>第2条 本規程の施行に必要な内規は、別に定める。</p> <p>第3条 本規程は、平成 29 年 4 月 1 日より施行する。</p>	<p>面で会長に報告する。</p> <p>5. 会長は選考委員会からの報告を理事会にはかる。理事会は、理事会運営細則に準拠し、各賞授賞の可否を決定する。</p> <p>第5条【授賞式】各賞の授賞式および選考経過報告は、毎年、日本デザイン学会秋季研究発表大会において行なう。</p> <p>第6条【授賞の延期】各賞を授賞すべき対象がない場合は、当該年度の授賞を行なわない。</p> <p>付則</p> <p>第1条 本規定は、理事会の決議により変更することができる。</p> <p>第2条 本規定の施行に必要な内規は、別に定める。</p> <p>第3条 本規定は、昭和 63 年 4 月 1 日より施行する。</p> <p>第4条 本規定は、平成 8 年 4 月 1 日より施行する。</p>	